

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和6年8月8日

四條畷市農業委員会議事録

令和6年8月8日(木)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子 土井 一憲、岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一 村上 治、小林 克重、西尾 秀文、田中 邦明

2 本日の欠席委員

片下 周司

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1〔議案第42号〕	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第2〔議案第43号〕	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件
日程第3〔議案第44号〕	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基 づく農用地利用集積等促進計画の作成の要請の件
日程第4〔議案第45号〕	農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見 聴取の件

5 本日の資料 現地写真

議長 午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、北田 澄子委員と土井 一憲委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願いします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第42号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第42号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
市街化区域では農業委員会への届出になりますが、今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字上田原140-1はグリーンホール田原の西側付近です。
現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は農家住宅となっております。
被設定人は現在、単身赴任しておりますが、今後も農業経営を継続するため、帰任するのを機に上田原へ転居するため、農家住宅を建築するものです。
また、設定人も当該農家住宅へ転居し、2世帯で農業経営を行うものです。
今回の申請地は、農地法施行規則第43条に記載されております、おおむね300m以内に田原支所があるため、第3種農地と考えられます。
8月5日(月)午前9時30分から地区農業委員の小林委員、西尾委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。
事務局からの説明は、以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長

全委員
議長

日程第2

議案第43号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第43号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
二丁通町118-1はくすのき小学校の西側付近で、現況はスクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
事務局からの説明は、以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。

議長

全委員

議長

ないので、この件については委員会報告と致します。

日程第3

議案第44号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく農用地利用集積等促進計画の作成の要請の件

議長

事務局長

事務局書記

議案第44号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地中間管理事業とは、農地の貸借について農地の貸し手と借り手の間に農地中間管理機構(大阪府みどり公社)が仲介し、貸借を促進するものになります。通常の許可申請とは違い、今後農用地利用促進計画といういわゆる契約書に等しい計画書を公社が大阪府へ申請し、その計画を大阪府が公告することで権利が移動します。

権利については、農地所有者と公社で貸し借りの権利が、公社と法人で貸し借りの権利がそれぞれ発生します。

この議案は令和6年7月9日に開催した農業委員会定例総会の議案第40号において、事前協議した案件の関連となります。

今回、農用地利用集積等促進計画の素案を公社が作成し、その計画について土地所有者が押印し、促進計画案として作成されましたので、その計画案に沿って、公社へ計画作成の要請を行うものです。

番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。

対象は下田原1168となっており、今後は場整備の場所になる予定となっております。法人については、現在認定農業者となっております。

事務局からは以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、この件については委員会決定と致します。

日程第4

議案第45号

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見聴取の件

議長

事務局長

事務局書記

議案第45号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

この基本構想は農業経営基盤強化促進法に基づき平成21年に策定し、今回、この構想を改訂するものです。

改訂内容については、大阪府で策定する基本方針の改正に伴い、それに沿った内容の追加及び削除をしております。

変更点は別紙1をご覧ください。特に1ページ目の第1の年間所得が従来の600万円から550万円に引き下げている点、2ページ目の指標に花き専作を追加した点、5ページ目の第5の面積シェアの割合を従来の5%から40%に引き上げている点、6ページから7ページ目の農用地等の区域を従来の農業振興地域から逢阪地区・上田原地区・下田原地区の3

地区を基準にした点が大きな変更点となり、その他は大阪府の基本方針に合わせた字句の修正などになります。

年間所得の引き下げについては、より幅広い農業経営体が地域の中心経営体となれるように大阪府の基本方針に合わせて引き下げられています。

花き専作の追加は、市内に小菊の出荷販売をしている農業者もあり、現在の認定農業者においても花きの販売を計画しているため、追加しております。

面積シェアについては、まず市内全体の農地に対する担い手への集積率ではなく、地域計画の策定地区の面積に対する担い手への集積率となったので、対象となる面積が減ったことと、すでに認定農業者へ貸借している割合が約25%になるため、今後地域計画の策定に伴い貸借が促進されやすくなると想定し府の基本方針に定める40%を同じ目標としたものです。

現在、西尾委員に出席いただいている、認定農業者認定審査会では、この基本構想に基づいて、認定農業者や認定新規就農者の審査を実施して、認定を行っております。

事務局からの説明は、以上でございます。

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

なし。

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

議長

全委員
議長

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長) 会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記